

東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。